

講 演

中国および国際的なコンテキストにおける 高齢者法の発展

——人の相互関係に基づく解釈への展望⁽¹⁾——

ミミ・ツォウ⁽²⁾

橋本有生 (訳)

I はじめに

過去10年の間に「高齢者法」が、全世界において、法学分野としても、また政府が優先する政策分野としても、成熟してきているというのは、何ら大げさな表現ではないであろう。

高齢者に関連する諸問題を国内外において一貫性のある形で法的に規律していく必要性は、現在広く認められるところである。また、そのような法的枠組みを基礎づけるための適切な理論的根拠を提示し、体系的に精査することの必要性は、高齢者法学という新しい学問領域を決定的に特徴づけている。

本稿は、近時の中国における高齢者法の発展を検討するものである。ここでの分析は、国際法のレベルにおいてより強く高齢者の権利保護が求められるようになってきていること、特に高齢者の人権に関する国際条約を採用するかをめぐって近時議論がなされていることに鑑みて、より広い視点から行う。

2014年、各国の高齢者法学者および専門家によって、高齢者の権利保護に関するシカゴ宣言（以下、「シカゴ宣言」とする。）⁽³⁾として知られる国際条約の

(1) 本稿は、2017年5月23日、早稲田大学比較法研究所共催の講演会のために用意された原稿の翻訳である。

(2) 香港中文大学助理教授（講演当時）。2018年現在、オックスフォード大学セントヒューツカレッジ特別研究員。<https://www.law.ox.ac.uk/people/>

「ひな型」が作成された。シカゴ宣言は、高齢者を取りまく人間関係に対して細心の注意を払いながら、高齢者の諸権利を明確に述べる。高齢者の権利保護は本人を、当事者性を持ち周囲と関係を築く主体 (situated and relational agents) と捉える法制度によってのみ規律されうるし、またそうでなければならないということを明示的に認めている。この関係アプローチ (relational approach) は、個人に課された義務は何かという観点から高齢者法の成り立ちを説明しようとしていた従来の支配的な学説とは大きく異なる。

高齢者法の関係アプローチは他の記述的理論とは立場を異にするが、高齢者法以外の法領域を理論づける試みと比較した場合、突飛な理論ではない。とくに、フェミニズム法学は、「女性を分析の対象としての単一のカテゴリーとみなす」のではなく、「作られた、争いのある、区別された社会的関係としてのジェンダーを探求する」見解に注目している⁽⁴⁾。

思うに、高齢者に関する法もこれと同様に解されるべきである。このような物の捉え方は、学問および実務の領域において、高齢者法は様々な種類の社会関係を「年齢」という側面から (再) 構築するものという認識を促し、その事によって高齢者法は、より正確にイメージされうる。

これらの議論を進めるにあたり、本稿は次のような構成をとる。第Ⅱは、高齢者保護について国際的なレベルでは、主にどの様な発展を遂げてきたのか簡単に概観するところから始める。第Ⅲは、近時の学会における高齢者法の理論的解説のあらましに触れ、第Ⅳは、特に「中国に特有の性質」を有する高齢者法における他者とのかかわりを重視する解釈 (relational account) について明らかにし、高齢者の家族によるケアに関連する中国の法律および政策を検討する。第Ⅴでは、中国において高齢者法が将来どのような軌跡を描くのかを観て、本稿の結びとする。

mimi-zow

(3) シカゴ宣言草案 (2014年7月21日) <http://www.jmls.edu/braun/pdf/chicago-declaration-v11.pdf> [2017年5月10日最終閲覧]。

(4) Fudge, J. (2013) 'From Women and Labour Law to Putting Gender and Law to Work' in M. Davies and V. Munro, (eds.) *The Ashgate Research Companion to Feminist Legal Theory*. Farnham: Ashgate, pp. 321-340.

II 国際的なレベルにおける高齢者法の発展

高齢者の権利が条約で規律される可能性

国家が高齢者に対して負うべき義務を明確にする国際文書を根拠に国内法が改正されることによって、新しい法的保護を強化する国際的な気運が高まっている。

子ども、女性、および障害者の諸権利を保護するために導入された他の国際文書と同様、高齢者に特別に生じるニーズおよび問題に焦点を当てた、より効果的な人権保護の枠組みを提唱する国際的な動きが、この30年の間に見られるようになってきた。

高齢者に関する国際計画は、1983年の高齢化に関するウィーン国際行動計画 (the Vienna International Plan of Action on Ageing) を皮切りに発展してきた⁽⁵⁾。法的拘束力を持たないこの法律文書は、多くの国家が高齢化社会に関する政策や計画を形作るうえでの指針となることをその主たる目的としながら、健康、住環境、家族、社会福祉、所得保障、雇用、教育および消費者保護といった全世界のいたる所で高齢者が抱えるニーズや問題に言及した。この計画は、世界人権宣言が保障する諸権利を少しも損なうことなく完全に適用することも確認している。

続いて、国連は、1991年に高齢者のための国連原則 (Principles for Older Persons)⁽⁶⁾ を、1992年に高齢化に関する宣言 (Proclamation on Ageing) を採択し⁽⁷⁾、1999年には、国際高齢者年 (International Year of Older Persons) を宣言した。さらに、2002年のマドリッド国際行動計画 (Madrid International Plan of Action on Ageing) によって加盟国に対して、高齢者に関連した幅広い課題を含む勧告を数多く行った⁽⁸⁾ が、ウィーン国際行動計画と同様、マドリッド国

(5) World Assembly on Aging (1983) *Vienna International Plan of Action on Ageing*: [World Assembly on Aging, 26 July–6 August 1982, Vienna, Austria]. New York: United Nations.

(6) A/RES/46/91 of 16 December 1991.

(7) A/RES/47/5 of 16 October 1992.

(8) World Assembly on Aging (2002) *Madrid International Plan of Action on Ageing*: [World Assembly on Ageing, 8–12 April 2002, Madrid, Spain]. New York: United Nations.

際行動計画は、拘束力を持たない文書であったため、この計画に対してなされた後の評価から、当該計画を実施した加盟国は限られていたことが明らかとなっている。

一般に、国連加盟国間で、高齢者の権利に関して法的拘束力を有する文書を活用していくことをめぐって二つの立場があるといわれる⁽⁹⁾。第一の（主に北半球の諸国によって構成される）立場は、既存の高齢者に関する人権文書の規範に不足はないと考える。この立場を唱える論者は、実際の問題はマドリッド国際行動計画および既存の人権文書の履行を妨げる障害を克服することにあるとする。これに相対する（市民社会組織のほか多くのラテンアメリカやアフリカの諸国によって構成される）立場は、国際的な人権枠組みには、高齢者の権利に関して法的拘束力のある新たな条約を必要とする規範上の問題があることを指摘する。

2010年、高齢化に関する公開の作業部会（Open-ended Working Group on Ageing）が、国連によって設立された。この作業部会の任務は、「既存の高齢者に対する国際的な人権枠組み」を検討し、「必要に応じて他の文書や手段の実行可能性を考慮しながら、予測される法の不備を特定し、それらに取り組むにあたって最も適切な方法を明らかにすること」であった⁽¹⁰⁾。その任務は、2012年に更新され、作業部会に対して特に、「全体論的アプローチに基づき、高齢者の権利および尊厳を促進し、保護するための国際的な法律文書の提案を検討する」よう指示し、「可及的速やかに国連総会に提出する提案書の中には、とりわけ、その主たる要素として、既存の仕組みによっては十分に対応されていないが故に今以上に国際的な保護が必要とされる、高齢者の権利および尊厳を促進し、保護する国際的な法律文書が含まれていなければならない」⁽¹¹⁾とした。

2013年、国連人権委員会は、高齢者による人権の享有に関する独立専門家グ

(9) Fredvang, M and Biggs, S. (2012) *The rights of older persons: Protection and gaps under human rights law*. Melbourne: Brotherhood of St Laurence and University of Melbourne Centre for Public Policy, pp. 13-15.

(10) United Nations General Assembly, *Follow-up to the Second World Assembly on Ageing*, A/RES 65/182 of 21 December 2010.

(11) United Nations General Assembly, *Towards a Comprehensive and Integral International Legal Instrument to Promote and Protect the Rights and Dignity of Older Persons*, A/RES 67/139 of 20 December 2012.

ループを選任し、「高齢者の権利の促進と保護に関連する現行法の実施に当たって、最適かつ最善な実務のあり様と法の不備を明らかにしながら、高齢者に関する既存の国際的な法律文書の評価を行い」、「マドリッド国際行動計画の実施が人権に対してどのような影響を与えるかを検証する」という特別な任務を与えた⁽¹²⁾。

独立専門家グループが2016年に公表した報告書は、マドリッド国際行動計画が一律に実施されていないこと、政策と実践の間に顕著な開きがあることを明らかにした。当該報告書は、マドリッド計画が人権文書ではなく、現行法が保護できていない領域に包括的に対応するよう設計されていない、ということを強調した。そして、マドリッド国際行動計画は「高齢者に対して完全な人権の享有を保障するには不十分である」⁽¹³⁾と結論付けた。さらに加盟国に対して、高齢者の人権の保護を強化するための最善の方法を究明し、「これまでになされた種々の提案、特に高齢者の権利条約について詳細に検討するよう」⁽¹⁴⁾一層努めることを求めた。

シカゴ宣言：指針たりうるか？

(本稿執筆時において) 高齢者の権利に関する国際的な法律文書を提案する中心的役割を負っているのは国連の公開作業部会であるが、近時、高齢者法の学者や中国、アメリカ、オーストラリア、カナダ、アイルランド、イスラエル、イタリア、パラグアイを含む16か国の代表によって、注目に値する「指針」(“template”)が作成されている。シカゴ宣言の最終草案は2014年7月に、シカゴのジョン・マーシャルロースクールおよびルーズベルト大学、ならびに華東政法大学共催の会議において検討された。このシカゴ宣言は、国際人権法の下で、高齢者の保護に関する議論を活性化させ、取り組みを促すことを目的とする。当該文書は、第5回公開作業部会の成果の一部として、2014年8月に国連へ提出された。

シカゴ宣言の主たる原則の中には、高齢者の生活圏における社会関係や個人

(12) United Nations Human Rights Council, *The human rights of older persons*, A/HRC/24/L.37/Rev.1 of 25 September 2013.

(13) United Nations Human Rights Council, *Report of the Independent Expert on the enjoyment of all human rights by older persons*, A/HRC/33/44 of 8 July 2016, para 123.

(14) *Ibid*, para 125.

間の関係を尊重することが要求されている。たとえば、第1条は「相互の関わり合いおよび思いやりのある関係 (interdependence and caring relationships) の尊重」と「家族関係および世代間の結束 (family relationships and intergenerational solidarity) の尊重」を認めている。これらの原則は、高齢者の尊厳、自律および独立を尊重する他の諸原則と同じ個所で言及されており、純粋な個人主義的解釈を超えて、高齢者を社会の義務の対象として尊重するようなあり方からの転換を示している。

確かに、高齢者の権利が認められ保護されるための、この「長い旅路」⁽¹⁵⁾において最も顕著な特徴は、高齢者の日々の生活が他の者との関係によってはっきりと描き出されることを、シカゴ宣言が明示的に認めたことであろう。第一に、シカゴ宣言は、一般的に支持されている、高齢者が自分自身で決定し行動するというコンテキストにおいて直接的に、かつ個々に対応しなければならないニーズや利益を有する最小単位の個人 (atomistic individuals) であるという考え方を取っていない。

第二に、シカゴ宣言は、高齢者の権利を形成することを避けている。すなわち、シカゴ宣言によって保護されるべき法律上の権利は、個人が自ら保有するものではなく、個人が身をおいている他者との関係に付随するものであるとしている。シカゴ宣言は、高齢者が他者との関係に依存的で、他者との間に存する介護やその他の種類のかかわり合いの中にあることを認識している。このアプローチを採用しながらシカゴ宣言の立案者は、この様な関係こそ高齢者の権利が保護されなければならない場面であり、介入するために必要な法的制度が用意されなければならない領域であるとしている。

他方、次にみる高齢者の権利保護を目的とした他の二つの地域人権文書においては、この関係アプローチはあまり明確に見られない。まずひとつは、2015年6月に米州機構によって採択された環米高齢者人権保護条約 (Inter-American Convention on Protecting the Human Rights of Older Persons, 以下、「環米条約」とする。) である。環米条約は、「高齢者が社会に完全に受け入れられ、溶け込み、参加するために、他の者との平等を基礎として、その全ての人権および基本的自由を認識し、共有し、または行使することを促進し、保護

(15) Doron, I. (2015) 'Ithaka: On the journey to a new international human rights convention for the rights of older persons' in R. Ruebner, T. Do and A. Taylor (eds.) *International and Comparative Law on the Rights of Older Persons*. Lake Mary, FL: Vandeplass Publishing.

し、確保すること」を重要な目的としている。同条約は加盟国に対して、高齢者の権利および自由の保障を実施するために必要な立法、その他のあらゆる手段を採用するよう要請する。

環米条約第1条の趣旨に表れているように、この規定は、高齢者が他の世代との平等を基礎として人権を享有することを強調している。

〔訳者注：第3条 本条約に適用される一般原則（抜粋）〕

- a) 高齢者の人権および基本的自由の促進および保護
- b) 高齢者の社会における役割と社会の発展における貢献を認識すること
- c) 高齢者の尊厳、独立、積極性、および自律
- d) 平等および差別の禁止
- e) 社会への参加、適応、完全かつ実効的な受け入れ

第二の地域文書は、2016年1月、アフリカ連合サミットにおいて採択された人および人民の権利に関するアフリカ委員会によるアフリカにおける高齢者の人権に関するアフリカ連合議定書（the African Union Protocol to the African Charter on Human and People's Rights on the Human Rights of Older Persons in Africa、以下、「アフリカ連合議定書」とする。）である。アフリカ連合議定書は、高齢者の差別の撤廃（第3条）に重きを置く。そして、司法手続きの利用と法の前に等しく保護されること（第4条）、および他者から不当な影響を受けることなく決定を行う権利（第5条）の保障が続く。

シカゴ宣言に比べて環米条約およびアフリカ連合議定書は、いずれも高齢者の権利について、第一にその独立と尊厳を尊重し、平等と非差別の確保が必要である旨を明確に宣言している。一方でシカゴ宣言は、高齢者の利益が損なわれうる場面や法的保護が重点的に必要となる場面は、他者との関係において生じることを認識したアプローチを採用しているように見受けられる。

Ⅲ. 高齢者法の理論的説明

シカゴ宣言によって支持されている関係アプローチと、主に西洋の法域において行われている高齢者法に対する他の理論的解釈とは、比較検討に値する。高齢者法の学問領域は、例えば、成年後見制度や社会福祉規定の改正を強く勧告するといった、具体的な法の介入について詳細に法的分析を行うことに加え

て、近年、高齢者法なるものが現れたことを描写し、これを説明するための論理的解釈の発展に相当な努力をささげてきた。

論理的解釈は、これらの学者が特に高齢者法の発展について説明する際にその構造的要因または中心となる作用因子のどこに力点を置くかという重要な点において、異なる態様で発展してきた。それらの解釈の中で、構造的な側面を一層重視するリチャード・ポスナーは、たとえば高齢化社会を特徴づける人口構造の変化に関連して生じるコストへの対策といった具体的な経済上の課題への対処の必要性という観点から高齢化に関する法を説明しようとしている⁽¹⁶⁾。この解釈によると、政策決定者や立法者が高齢者のために負うべき義務を定める必要性を認識している理由は、社会の経済変化に求められる。

他方、キンバリー・デイトンによって提案されるようなフェミニストによる解釈の中には、法の中心を、高齢化に関係して女性が直面する制度上の不利益に立ち向かう手段と説示するものもある⁽¹⁷⁾。この立場も同様に、法の介入を促すのは、社会における特定のグループの基本的な権利を保護する必要性への認識ではなく、現代の社会の構造的な特徴であるとする。

このような構造主義者は、高齢者の生活に見られる特定の解決困難な特徴—中でも注目されるのは、個々人の価値観に基づいて自ら判断し行動する能力を欠くこと—に言及することによって高齢者法の出現を解説しようとする論者とは対照的な主張を行う。アメリカにおいて高齢者法の実務の専門性が高まった理由を解明しようと試みるローレンス・フロリックによると、この法領域は、高齢者の生活状況や精神能力の変化に応じて最大限その人生計画や高齢者の自己決定を保護することが求められることに関連している⁽¹⁸⁾。フロリックは、人生の後半期の計画に関する法規は、可能な限り、高齢者の代理人の権限を拡張し、個人の価値観や利益に基づく代行決定アプローチを発展させることに焦点が置かれていると解する。

これに対してマーガレット・ホールにとって、高齢者法が登場した背景にある問題は、個人の自律の喪失ではなく、むしろ高齢者が他者との関係において

(16) Posner, R. A. (1995) *Aging and Old Age*. Chicago: University of Chicago Press.

(17) Dayton, A. K. (2009) 'A feminist approach to elder law' in I. Doron (ed.) *Theories on Law and Ageing: The jurisprudence of elder law*. Berlin: Springer.

(18) Frolik, L. A. (2002) 'The developing field of elder law redux: Ten years after', *Elder Law Journal*, 10: 1.

経験する搾取である⁽¹⁹⁾。法学研究において様々な人間の「脆弱性」(“vulnerability”)という概念化に注目が集まっていることに影響を受けて⁽²⁰⁾、ホールは、老化に伴う脆弱さと第三者の有害な行為を関連づけながら、高齢者が力の不均衡性によって特徴づけられる関係の中にとらわれかねないという認識が裁判所および立法府において強まってきていることを通じて、高齢者法の中核的部分が築かれてきたと分析する。

先に見てきた他の論理解釈とは対照的に、高齢者法を高齢者が経験する脆弱性に関する法規であるとするホールの見解は、明らかに関係に基づく説明(relatational narrative)である。しかしながら興味深いことに、高齢者法を関係に基づいて理論化したとしても、なお十分な説明が尽くされていない。ホールの「脆弱性」に基づく高齢者法の解釈を分析すると、この説明は人と人との関係を対象とした人権保護を採用するものというより、むしろエクイティによる救済の形成と拡がりに依拠していることに気が付く。

高齢者法の理論を構造的解釈と代理中心の解釈の対立の先に進めるために、イスラエル・ドロンは高齢者法を、「多次元の」(“multi-dimensional”)なるものと説明する⁽²¹⁾。ドロンは、憲法原則を、高齢期におけるエンパワーメント、支援、保護および予防といった主たる社会的な義務の認識に基づく解釈と関連付け、異なったり重なり合ったりする領域における高齢者法を説明しようとする。この広い法的義務の範囲の中で、ドロンは、高齢者法の介入の本質を正当化するため、明らかに高齢者と他者との関係に焦点を当てた解釈を行っている。なぜならば、特に(大半の)社会において人々が相互に支援したり、切磋琢磨しあう関係の重要性を認識しているからである。しかしながら、ドロンが明らかにする他の社会的な義務もまた、人々の関係の管理に焦点を置きつつ、高齢者法がより個人主義的で集産主義的な性格を有することを確保するよう行動するであろう。

(19) Hall, M. I. (2009) 'Equity theory: Responding to the material exploitation of the vulnerable but capable', in I. Doron (ed.) *Theories on Law and Ageing: The jurisprudence of elder law*. Berlin: Springer.

(20) Wallbank, J. and Herring, J. (2013) *Vulnerabilities, Care and Family Law*. London: Routledge.

(21) Doron, I. (2009) 'A Multi-Dimensional Model of Elder Law' in I. Doron (ed.), *Theories on Law and Ageing: The jurisprudence of elder law*. Berlin: Springer, pp. 59-74.

近時の高齢者法の発展について、これらの理論は様々な解釈を提示するが、このような解釈が北半球や西洋諸国（上記に言及した著者が居住している）の外の法域の社会的、政治的および文化的なコンテクストについて適切に捉えられているかどうかは議論の余地がある。中国について言えば、儒教および伝統的な文化的規範の下での孝（xiao）の美徳が社会的・経済的関係を規制するための肝であると長らく認識されてきた。これらの規範には、子供が高齢の親やその他の家族構成員に服従、介護、扶養、尊敬および忠義の義務を負うことが含まれる。国家が立法を通じて、孝を取り入れ、強化し、再建することを求めていると主張する論者もあり⁽²²⁾、そのうちの一人は、「儒教化法」(“Confucianisation of the law”)を提案する⁽²³⁾。しかしながら、次節で検証するように、中国における家族ベースの高齢者ケアに対する法的介入は、単純に「儒教化法」と説明することはできない。むしろ、時に対立する多様な社会的目標の影響を受ける中国の高齢者法に対して、関係に基づく解釈の方が近時の発展をより適切に説明することができるように思われる。

IV 他者との関係に基づく中国高齢者法の解釈

それでは、家族による高齢者のケアを直接的に規律する中国法の特定の分野の検討に移ろう。その作業にあたって—シカゴ宣言の規定と同様の方法で—近時の中国における高齢者法の発展は、高齢者が日々生活する中で築く様々な関係に対する規制や政策的介入に焦点を当てる必要性を共有していることを示したい。

このような分析は、中国における高齢者法の特質と他の法域におけるそれとの間の主だった違いを説明することをいくらか可能にする。また、中国における高齢者の法的保護と、近時国際的に批准されている人権ベースの法が有する「関係」を重視する側面との間に、明確に重なりあう部分があることも明らかにする。

(22) Lee, R. (2015) ‘Guardianship of the elderly with diminished capacity: The Chinese challenge’, *International Journal of Law, Policy and the Family*, 29: 1-14.

(23) Chu, T-T. (1980) *Law and Society in Traditional China*. Westport: Hyperion Press, pp. 267-79.

中国における国家と家族：変わりゆく社会状況

中国において家族の関係を統制しようとする近時の法の試みは、ここ数年の間に国内で起きている独特な社会的変化を示すことによって、その大枠を捉えることができる。中国における劇的な社会的経済的变化は、国家、都市および地方の高齢者間の関係だけでなく、伝統的な家族構造に変化をもたらしている。1980年に導入された一人っ子政策によって、出生率と共に家族の規模は減少してきている。子を一人しか持たない大多数の都市部の家族において、成年の子の多くは、他のきょうだいの支援なく親のケアを行うという課題に直面している。

さらに、地方から何億人もの労働者が職を求めて海岸地域の都市へ移住することは、地方の伝統的な家族関係の実質的な崩壊をもたらしている。この地方から都市の移住という顕著な特性は、もともと中央政府による計画経済から生じた戸籍制度（戸口, hukou）に求められる。元来、国民は、公的な許可が無い限り「戸口」の行政区画外で働いたり暮らしたりすることはできなかった。1980年代以降、「戸口」によるコントロールが緩和され、地方の移住者が都心の工業化に従事するために一時的な居住許可を申請することが認められるようになったが、都市での永住はできず、また都市戸籍を有する者であれば享受できる社会福祉制度へのアクセスも限られた範囲でしか認められていなかった。労働年齢にある地方移住者が都市に流れると、子供や高齢の親といった家族構成員は、その家に取り残されることが常であった⁽²⁴⁾。

急速に高齢化が進んだこと、そして家族構造が変化したことから、高齢者の家族によるケアの機能は中国の都市および地方において弱体化している。成年の子と同居していない高齢者は、現在増加傾向にあり、しばしば、公の場で「子どもが巣立った家に取り残された老親（kongchaolaoren, 空巢老人）」として議論の対象となっている。そのような高齢者は都市でも地方でも増加しているが、高齢者に対する家族ケアの在り様は、明らかに異なっている。都市戸籍を有する高齢者は、通常、より適切な国家年金および医療サービスの適用を受け、地域の施設ケアサービスの利用もしやすい。これに対して、地方の高齢者は、家族によるケア以外ほとんど選択肢がない。地方では、大半の高齢者ケア施設は子どもがいない高齢者のみを受け入れる。この高齢者ケアにおける都市

(24) Mary Elizabeth Gallagher, *Contagious Capitalism: Globalization and the Politics of Labor in China* (Princeton University Press, 2005).

地方間の差は、蘇州中級人民法院（Suzhou Intermediate People's Court）における高齢者に関する紛争の研究によって明らかにされる。2011年から2013年の間に、蘇州の地方人民法院に係属した高齢者の扶養に関するケースの90%超が地方に住む高齢者に関するものであった⁽²⁵⁾。

高齢者のソーシャルケアの制度が十分でないことから、国家は、ケアの責任を個人や家族へと移すために、さまざまな規制の仕組みを用いてきた。家族による高齢者のケアについて近時争われた事例に対する裁判所の判断および法の分析を通じて、筆者は、当該法律の目的は、そのような家族関係に要求される義務の規制にあると主張する。

家族による高齢者のケアに関する規制

老人權益保障法（以下、「PRIEP」とする。）は、1996年に採択され、2012年に最新の改正がなされた。第1条は、「老人の適法な權益を保障し、老齡事業を發展させ、中華民族の敬老、養老及び助老の美德を發揚するため、憲法に基づき、この法律を制定する」⁽²⁶⁾として、同法の目的を定めている。

家族が高齢者のケアの基盤であることは、特に高齢者の家族構成員に関する役割と義務を定義している PRIEP の第2章（第13-27条）において強調されている。第14条は、「尊属扶養者は、老人に対し經濟上扶養を供与し、生活上世話し、及び精神上慰藉するという義務を履行し、老人の特殊な需要を配慮しなければならない」とする。「尊属扶養者」とは、高齢者の子どもおよび高齢者を扶養する法的義務を負うすべての者をさす。14条は更に、尊属扶養者の配偶者についても、尊属扶養者が高齢者に対する扶養義務を履行するにあたって協力することを要求している。

第15条は、尊属扶養者に対して病気にかかった高齢者に対し遅滞なく治療および看護を提供することを保障し、經濟的に困窮している高齢者のために医療費を負担する義務を課している。第16条は、尊属扶養者に対して高齢者の住宅を適切に手配し、修繕することを求める。また同規定は、尊属扶養者に対して、高齢者を条件が低劣な家屋に居住させたり、移転させることを強要するこ

(25) Suzhou Intermediate People's Court, *PRIEP Work Report and Typical Cases*, 28 September 2014, <http://www.szzjrmfy.gov.cn/articles/20140928150308.php> [2017年5月10日最終閲覧]

(26) 訳者注：訳語は、中国綜合研究所・編集委員會編「現行中華人民共和國六法」123の2～123の6頁（ぎょうせい、1987年）〔最終加除：2016〕による。

とを禁じている。家族構成員は、高齢者の許可なく、彼らが所有し、又は賃借する家屋の所有権又は賃貸借関係を侵奪又は変更してはならない。

PRIEP 第19条は、尊属扶養者がその義務を履行しない場合において、高齢者が尊属扶養者に対して費用の支払いを請求する権利に関するものである。同規定は、尊属扶養者が、高齢者に対してその能力を超える労働を行うよう求めることを禁止する。第20条は、高齢者に対する扶養義務に関して、尊属扶養者間で合意を締結することができる旨、規定する。その取り決めについては、高齢者の同意がなければならない。

第23条は、高齢者およびその配偶者が相互に扶養しあう義務について規定する。配偶者がいない高齢者について、同条は、彼らが養育した弟妹が扶養能力を有する場合に、その者にケアを提供する義務を与える。24条は、扶養者が義務を履行しない場合、地方の自治組織、高齢者団体または扶養者の雇用主は扶養者に対して履行を促さなければならないとする。

改正 PRIEP のうち最も世間で物議を醸した規定は、第18条の中に含まれる。すなわち、「家庭成員は、老人の精神上の需要に関心を払わなければならない、老人を無視し、又は冷遇してはならない。老人と分離して居住する家庭成員は、常に老人を見舞い、又は訪問しなければならない。雇用単位は、国の関係規定に従い尊属扶養者の親族訪問休暇の権利を保障しなければならない。」

PRIEP の他に、婚姻法第21条もまた、「子どもを養育し教育する義務を負う」親と「親を扶養する義務を負う」子どもの相互義務 (reciprocal obligation) を規定する。義務が履行されることを保障するために、同規定は、親がその義務を履行しない場合、未成年子または独力では生活できない成年子に対して「親からの養育費を要求する」権利を与える。同様に、親は働くことができなかつたり自活が困難な場合、子どもに対して扶養を要求する権利を有する。

多くの地方自治体は、様々なレベルにおいて、PRIEP に基づく規定やルールを自ら置いている。これらの法令の大部分は、高齢者の扶養およびケアに関する国家の法規を複製したものであるが、地方の法令のいくつかは一定の部分で国家の法規を補完している。ここでは、二つの例を挙げてみよう。まず、上海市老人權益保障条例⁽²⁷⁾ (以下、「2016年上海条例」とする。)は、扶養者が高齢者の様々なニーズを満たすことを課される義務に関して PRIEP の規定の大部分を再現している。これに加えて、同条例は、ケアホームや施設が扶養者に

(27) 上海市人民会議によって、2016年1月29日交付、2016年5月1日施行。

対して、高齢な家族を定期的に見舞うよう求めることを規定する⁽²⁸⁾。この権利を侵害された高齢者は、地方人民法院に対して申立を行うことができ、2016年上海条例は、裁判費用を抑え、審理を優先し、高齢者に対して法律扶助を受けるための規定を設けている⁽²⁹⁾。さらに、当該条例のコンプライアンスを高めるために、裁判所命令に従わない場合、侵害者の信用情報に記載がなされる可能性がある⁽³⁰⁾。

もう一つの事例は、山東省老人權益保障条例⁽³¹⁾（以下、「山東省条例」とする。）である。同条例は、高齢者との面会交流の形式についてより詳細に規定する。PRIEP 第18条が単に「定期的に見舞い、又は訪問する」と述べているのに対して、山東省条例第16条は次のように定める。「高齢者と同居していない家庭成員は、定期的に訪問するか、または高齢者と交流するために電話、メール若しくは手紙等の手段を用いなければならない」。

裁判実務

高齢者の法的権利の保護に関する意見、通告及び報告書を公表する裁判所は、ほんの一握りである。蘇州中級人民法院は、2013年の PRIEP 改正後初めてとなる下級法院報告書の一つを公表した⁽³²⁾。2011年から2013年の間、蘇州地方人民法院は、1100件の高齢者が関わる民事の紛争事例を受理したが、この中には、家族構成員による扶養、離婚、相続および財産分与が含まれている。それらの事件数はこの期間中、急激に増加している。2013年（すなわち、〔老人權益保障〕法の改正から1年後）において、裁判所は586件のケースを受理しており、前年に比べ102.77%増加している。報告書は、成年の子どもによって、高齢者の心理的または精神的（jingshen）なニーズが日常的に無視されている状況に取り組む必要があることを強調した。多くの紛争が、両当事者が何年もの間「音沙汰がなく」なっていて、親が子供から十分に心理的な配慮を受けていないような関係から生じる。

(28) 2016年上海条例第14条。

(29) 同上11条。

(30) この手続きは「信用情報の収集、使用および管理に関する上海条例」第13条に基づいて行われる。

(31) 山東人民会議常任委員会によって、1999年12月16日交付、2014年9月26日に修正。

(32) Suzhou Intermediate People's Court (n 25).

蘇州中級人民法院は、2016年4月、高齢者の法律上の権利および利益に関する事件の判決の改善を目的とする意見を公表した⁽³³⁾。当該意見は、扶養者的高齢者に対する扶養義務に関して、いくつかの重要なガイダンスを一覧に掲げている。経済的な扶養に関して言えば、当該意見は、裁判所は日常生活や医療等にかかる費用負担を扶養者に求めている高齢者が提起した請求を本人の実際のニーズに基づいて認めなければならない、と述べている。裁判所は、高齢者が他者またはケアホームによってケアされることを選び、そのようなケアをカバーする合理的な費用を支払うよう扶養者に請求する場合、事件を受理しなければならない。さらに、当該意見は、蘇州裁判所は高齢者が扶養者に対して心理的なニーズを満たす義務を果たすよう請求する場合、事件を受理しなければならない、とする。当該高齢者の死後に生じる相続をめぐる紛争について判断する際、裁判所は扶養者が高齢者の心理的または精神的ニーズを満たす義務を果たしていたかどうかを考慮することができる。

改正 PRIEP 18条は、徐々に、高齢者が裁判所に対して申立を行うための基盤となってきている。本稿執筆時点において、中国最大規模の判決データベースにおいて「定期的に見舞い、又は訪問する」(PRIEP 第18条)という特定の文言を入れて簡易検索を行うと、2014年から2017年の間に、4つの省(山東省、江蘇省、湖南省および安徽省)の地方法院において受理された416件の事件が該当する。これらの判決のうち、裁判所が原告の請求を全面的に認容したのは142件、部分的に認容したのは179件であった。原告の請求を退ける判決はわずかに67件であり、残りの判決は、「不明」および「その他」という結果であった⁽³⁴⁾。

以下に言及するのは、第18条をめぐる争われた二つの実際の事件である。これらの判決は、この種の紛争において裁判所が多様なアプローチを採用することを明らかにしている。山東省の巨野県人民法院に申立てられたケースにおいて、90歳の原告は子ども達が定期的に自分のもとを訪問するよう命令を求めた⁽³⁵⁾。原告は一人暮らしで十分な年金を得ていたが、5人の子どもはあまりに

(33) Suzhou City Intermediate People's Court, *Opinion on the Further Implementation of the Adjudicative Role in Effectively Safeguarding the Legitimate Rights and Interests of the Elderly (Trial)*, 29 April 2016, <http://www.szzjrmfy.gov.cn/articles/20160429104217.php> [2017年5月10日最終閲覧]

(34) データベース (Openlaw.cn) の最終閲覧日は2017年5月11日。

(35) Zhou Guangwei and Chen Zhongxia, 'Older person living alone sought the

忙しく入院している時ですら見舞いに来れなかったことから、「空漠たる思い」を訴えた。教師を退職した原告の長男は、原告と同じ町に住んでいるが、原告は彼が自分を無視していると主張した。時折つながる電話は短く、とげとげしく、そのうちに切れてしまう。他の子ども達との交流の詳細は、不明であったところ、裁判官は、残りの子ども達の所在をつきとめるために書記官を派遣した。裁判所は、最終的に原告の孫の1人と接触をはかることができ、さらに彼を通じて、共同被告人に加えられていた残り4人の子ども達にたどり着いた。裁判官は、調停のために原告とその子どもたちを召喚し、PRIEPの下、子らは父親の精神的／心理的ニーズを満たし、定期的に訪問する義務を負うことを説明した。当事者は、5人の子供たちが順番に原告を訪問するという内容で合意に至った。

より直接的な司法の介入は、深圳中級人民法院が80歳の原告を週に一度訪ねることを被告に求めた第一審判決を維持した事件の中に見出すことができる⁽³⁶⁾。原告には、5人の娘と1人の息子（被告）がいる。2008年、原告とその夫は、被告が自宅と某会社の株を単独で相続する旨の公正証書遺言を作成した。2011年、原告の夫が死亡した際、原告は、自宅において被告及びその配偶者と同居していた。原告は、同居中、被告とその配偶者がほとんど自分の面倒を見ず、原告が病気になった時でさえ、その治療のニーズに応えることを怠り、原告の娘にケアの責任を押し付けたと主張した。原告は、さらに被告が自分の福祉に「無関心」で、彼女の扶養したりケアする義務を果たしていなかったため、その結果、2013年、原告は娘の下へ転居し、公正証書遺言を破棄した。それ以来、被告は原告に対して扶養料を全く支払わず、ほとんど訪問することもなかった。

本件において、第一審は、PRIEP 第18条に基づき、被告は週に一度原告を訪ねなければならないとした。裁判所は、被告は原告の子供の一人として、彼女が老後を楽しむことができるように、その精神的／心理的ニーズを満たさなければならないと判示し、被告は、母親の下をほとんど訪れないということによって、法に違反するだけでなく「倫理に悖る」行いをしたと述べた。当該判

right of being visited: the court restores family relations through mediation', People's Court News Third Edition, 4 June 2016, <http://www.chinacourt.org/article/detail/2016/06/id/1893313.shtml> [2017年5月10日最終閲覧]

(36) *Li vs. Liu: Dispute over Visitation*, Guangdong Province Shenzhen City Intermediate People's Court (2013) Shen Zhong Fa Min Zhong Zi No. 2922.

決を控訴する際、被告は原告の記憶力は加齢に伴って弱まっており、被告およびその配偶者によるケアを正確に思い出すことができなくなったのだと主張し、近隣住民の証言を証拠として提出した。これは、第一審が無視し、代わりに「不確かな事実」に基づく原告の説明を支持したと被告が主張するところの証拠であった。さらに被告は、第一審裁判所は調停を進めようとせず、彼らの家族関係に却って悪影響をもたらす判決を押し付けた、と主張し、中級人民法院に対して、当事者が調停を通じて紛争を解決することを認めるよう求めた。控訴審裁判所は、被告の控訴を棄却し、第一審によって採用された事実と法の適用の妥当性を認めた。

概して、中国の裁判所は、高齢者に関する紛争解決のために、他の種類の紛争と異なるアプローチを採用し始めている。蘇州中級人民法院の報告書⁽³⁷⁾に示されているように、家族の対立が深刻であったり、当事者の身体的可動性に制限がある場合、裁判所は判決後にも再審を認めるだけでなく、特定の場所において事件の聴取を行うことも認められている。

より困難で複雑な事件に取り組む際、裁判所は、「健全な法および社会の諸結果」を得るために法律だけでなく、その他の考慮事項に従って、判決の基礎を形成する。これらの考慮事項には、家族関係の平和、公共の利益その他の倫理原則、並びに高齢者の財産及び居住権を維持するために必要なものが含まれる⁽³⁸⁾。

V 今後の課題

筆者が、中国の高齢者法を「関係」によって特徴づけられると表現したものは、法がどのようにして高齢者が現在おかれている状況の中で異なる関係を構築および再構築するかという点を強調している。この様な説明は、高齢者に関する法律の主たる部分を、公的機関と私的機関（国家的行為体及び非国家的行為体を含む）の関係だけでなく、高齢者、家族構成員、友人、雇用主、同僚その他私人間のさまざまな関係を規律するものとして特徴づける。

確かに、中国の高齢者法の発展が他と区別されるのは、それが現在の国内における大規模な社会的、文化的および経済的な変化を背景に、高齢者をとりま

(37) Suzhou Intermediate People's Court (n 25).

(38) 第51条参照。

く関係を計画的に規律することを通じて、さまざまな社会的目標を達成しようとする国家の試みである点である。このアプローチは、高齢者および彼らの諸利益それ自体を目的として、それらを対象にすることによって法および政策が援用されたり、あるいは「能力」や「脆弱性」といったその他の法的概念を援用することによって国家による介入を正当化するような他の法域とは異なるということができよう。したがって、より一般的に言えば、そのような規制による介入の特徴は、高齢者法を叙説する他の学説とは一関連する諸法の目的、およびそれがどのように執行されるかという点において一區別しうる。

それと同時に、中国における近時の高齢者法が他者との関係を重視する側面とシカゴ宣言との間にも相違点がある。特にそれは、中国法のコンテキストにおいて高齢者が法的主体として位置づけられている様子があり見えてこない、という点にみて取れる。むしろ、法的な規制による介入がどのようにしてなされるかということにおいては、家族および社会の関係が最も前面に出てくる。このことは、これらの法および政策それ自体は、高齢者と彼らが属するグループのニーズに関連して形作られるという事実に関係なく主張される。これらの権利が行使されなければならない複雑かつ不安定な関係が存在する状況を考慮して、高齢者を権利の保持者として推進するシカゴ宣言と対置する場合、ここには顕著な違いがある。

いまなお、筆者が中国における高齢者法を素描するにあたって提示した規範的妥当性 (normative legitimacy) に関する重要な問題が、残されている。仮に、法および政策の介入を形づくる目標において、両者の間に多くの相違点と一見して相反する点があるとすると、法改正を導く規範的目標 (normative goal) が無いということは、由々しき問題である。政策上又は経済上の便宜を図るために導入された、まったく異なる法および政策に従って、そのような介入が、高齢者の生活をその者の価値に基づいて概念上一貫した態様で決定するための明確で包括的な規範的要求 (normative requirement) もなしに展開される際に、「思慮深い検討 joined-up thinking」がなされていないように見受けられる。

しかしながら、シカゴ宣言は、他の法域と同様に中国に対しても、高齢者その他の行為者との関係を対象とする法改正に再度焦点を当てる機会を与える。この法改正は、高齢者の権利および尊厳の保護のみならず、家族やその他の者と高齢者の相互の関わり合いや世代間の結びつきに対する尊重といった共通の価値観にも導かれうる。シカゴ宣言が、どのようにして中国の国内法に適切に組み込まれるべきであるか、今後も引き続き重要な課題である。